

令和5年度 恵庭市学童クラブ自己チェックシート

学童クラブ名: 島松第2学童クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各学童クラブ単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について、育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙の自己チェックリストにある「評価の着眼点」を参考にします。あわせて、運営指針解説書(厚生労働省作成)も参考になります。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、この自己チェックシートに記載します。
 「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」、「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」、「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で評価してください。
 評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を入力してください。
- ⑤また、そうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載してください。
 職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。
※チェック項目のうち黄色のセルについては、学童クラブの運営主体である学校法人等の責任者(学童クラブ担当者)が回答し、各学童クラブへフィードバックしてください。

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	概ね理解している。
	2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の役割		○学童クラブの役割を理解している。	○	概ね理解している。
	3. 学童クラブにおける育成支援の基本	(1)学童クラブにおける育成支援	○学童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもの健全な育成を目的に支援している。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者とはアプリを活用して連絡をとっている。学校とは学童担当の教師と必要に応じて話し合うことがある。
		(3)学童クラブ支援員等の役割	○学童クラブ支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	支援員・補助員で協力しながら、子どもたちの健全な育成支援を心がけている。
(4)学童クラブの社会的責任		○学童クラブの社会的責任を理解している。	○	学童クラブの必要性を理解している。	
第7章 職員の資質向上	1. 学童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、学童クラブ支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	社会的責任を自覚し、支援員は日ごろの言動に留意し業務にあたっている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○学童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての学童クラブ支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	月に一度、支援員代表のミーティングを行い、共通認識を持つ機会にしている。
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情については複数の支援員で迅速に対応し、情報の共有をしている。法人にも即座に報告し、指示を仰いでいる。
	3. 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○学童クラブ支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	チームで運営にあたり、子どもたちの過ごしやすい環境を整え、穏やかな雰囲気を作り上げる努力をしている。
		(2)研修等	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	全ての支援員と補助員が研修に1回以上参加できるよう、シフト等に配慮している。
		(3)運営内容の評価と改善	○学童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者の意見を取り入れるように努力はしているが、運営費、支援員の人数の関係で無理なこともある
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○学童クラブ支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	一人一人を理解し、発達に応じた支援を大切に考えている。

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第3章 学童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	概ね理解している。
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子どもが安心安全に過ごすことができるように支援している。
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	共生の考えを十分理解し、可能な限りの受け入れに努めている。
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	一人一人の個性を大切に、支援を行っている。
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	虐待が疑われる事例には職員間で情報共有し、法人に報告している。
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	家庭での養育について支援が必要なケースについても職員間で話し合い、法人に報告し、支援につなげる。
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	プライバシー保護や秘密保持については特に気を付けている。
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	アプリを利用して出欠確認や日々の生活の様子の写真を送ったりしている。
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	日ごろからお迎え時に子どもの様子を伝え、話しやすい関係を築くよう心掛けている。
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会と協力しながら学童行事を行っている。
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	環境の整備や安全面での配慮等、子どもの健全な育成を図る職務と認識し、実施している。	
	(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	職員間で分担しながら運営にかかる業務を実施している。	
第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	必要に応じての情報交換、情報共有は行っている。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	×	個人情報や秘密保持についての取り決めには至っていない。常識の範囲でプライバシー保護に努めている。
	2. 保育園、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育園・幼稚園等との連携を図っている。	△	必要に応じての情報交換を行っている。	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	同じ施設内の子ども広場との連携は図っている。	
	4. 学校、公共施設(地区会館等)を活用して実施する学童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する学童クラブ	○学校施設を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-	
(2) 地区会館等を活用して実施する学童クラブ		○地区会館等を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	地域の市民も使用する会館なので、子供達にも留意事項を伝え、適切に対応している。	

III 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	2. 衛生管理 及び安全対策	(1) 衛生管理	○	子どもの手洗い時は、きちんと洗えているか確認する事 をしている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	事故発生時にはマニュアル通り動けるようにミーティング 等で確認している。
		(3) 防災及び防犯対策	○	火災訓練については公民館の訓練時に参加している。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	登会予定の子が来ないときは保護者や学校に安全確認 のため、連絡を密に取っている。一人帰りの子には安全 を意識するよう声をかけている。

IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	1. 施設及び 設備	(1) 施設	○学童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区 画)を有している。	○	公民館の一室を専用区画として利用している。
		(2) 設備、備品等	○学童クラブとして求められる機能を満たすための設備や 備品等を有している。	△	手洗いの水道設備が子ども向けではないため、工夫が 必要となっている。
第4章 学童クラブの運 営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の学童クラブ支援員を置いて いる。	○	支援員2名と補助員1名以上の配置で運営している。
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	一学童で公民館の一室を使用して運営している。
		(3) 学童クラブ支援員の雇用形態	○学童クラブ支援員を長期的に安定した形態で雇用してい る。	○	安定した雇用ができるように運営している。
		(4) 勤務時間	○学童クラブ支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に 必要となる時間を前提として設定している。	○	開設準備の時間や日々の記録作成の時間も含めて勤務 時間としている。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運 営している。	×	定員46名で46名在籍で運営している。	
	3. 開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	市の基準に従って開設している。	
	4. 利用開始等に関わる留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対 応している。	○	初めて利用する子に関しては事前に説明を行いスムー ズに利用できるように対応している。	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成 や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学 童クラブを運営している。	○	安定した運営ができるよう努めている。
		(2) 運営上の留意事項	○学童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた 運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	学童クラブ業務マニュアルに従って各学童クラブが運営 されるよう指導している。
	6. 労働環境整備	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の労働環 境を適切に整備している。	○	支援員等の労働環境が安定するよう整備に努めている。	
7. 適正な会 計管理及び 情報公開	(1) 会計管理	○学童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行ってい る。	○	市からの委託費や補助金について、適切に管理してい る。	
	(2) 情報公開	○学童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況につい て情報公開している。	○	運営主体である学校法人の評議員会において運営状況 等を報告をしている。	